

実務研究

日本税務会計学会
平成21年9月 月次研究会



川島 雅[神田]

非上場株式等の納税猶予制度における担保提供

はじめに

非上場株式等の納税猶予制度を適用する場合において、担保として提供する財産は、原則として納税猶予に係る本税の額と利子税の額に相当する金額に見合う財産でなければならないとされている。

この場合、担保額を算定するに当たっての猶予期間中の利子税の額は、相続税の場合は申告期限における経営承継相続人等の平均余命年数（所令82の3関係の別表（余命年数表））、贈与税の場合は贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した金額とされている。そのため、経営承継相続人等や贈与者の年齢が低いほど利子税の額が多額になり、提供する担保財産がないために納税猶予制度を適用することができなかつ

し、制度をより使いやすくするために、非上場株式等の納税猶予制度においては、担保の提供に関していわゆる「みなす充足」という特例を設けている。

そこで、本稿ではこの特例の内容および適用に当たっての留意点について述べていくこととする。

※ 延納特例基準割合が年7・3%未満の場合は、「特例割合」が適用されることになるので、日本銀行の商業手形の基準割引率が0・3%（平成22年2月現在）の場合の特例割合は2・1%となる。

1、担保提供財産

担保として提供する財産は、原則として担保金額に見合う国税通則法50条に掲げる国債及び地方債、社債、土地、建物などを担保として提供することとされているが、非上場株式等の納税猶予制度の場合は、特例（受贈）非上場株式等の全部を担保に提供することにより担保提供に関する特例の適用を受けられることになっている。

この特例は、当初から特例（受贈）非上場株式等の全部を担保に提供した場合

いるため納税猶予の特例を受けることができないという問題が生じることがなく、また特例（受贈）非上場株式等の担保価値が下落し担保額に不足が生じた場合でも、納税猶予期間中に追加担保を差し入れる必要がないというのが最大のメリットである。また、譲渡

2、「みなす充足」適用上の留意点

「みなす充足」は、非上場株式等の納税猶予制度の適用に際し、当初から適用する場合に限って適用される制度である。

したがって、適用当初に特例（受贈）非上場株式等以外の財産を担保に供した場合は、その後、担保財産の変更を行うことにより特例（受贈）非上場株式等のすべてを担保に供したとしても「みなす充足」の適用を受けることはできないこととされている。

「みなす充足」は、非上場株式等の納税猶予に係る本税の額と利子税の額の合計額に満たない場合であっても、必要な担保額に見合う担保財産の提供があったとみなす「みなす充足」という規定である。（措法70の7⑦、措法70の7の2⑥）

この「みなす充足」は、納税猶予期間中に必要な担保額に見合う担保財産の提供があったとみなす制度であるため、提供する担保財産の額が担保額に不足して

制限付きの非上場株式等を担保として差し入れる場合、譲渡制限を解除するのが原則であるが、「みなす充足」を適用した場合は、譲渡制限が付されたまま担保として提供することもメ리트の1つと考えられる。（措通70の7・32）

「みなす充足」の取り扱いについては、適用要件として必要な担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。

つまり、納税猶予確定後、株式等にかかる認定（贈与）承継会社が合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社になった場合、組織変更した場合、株式の併合または分割があった場合、会社法185条（株式無償割当）に規定する株式無償割当をした場合、名称変更があったことその他の事由により担保として提供された株式の差し替えの手続きが必要になった場合には、一定の手続きを行うことにより「みなす充足」を引き続き適用することができることとされている。（措令40の8の③）

3、納税猶予の確定と「みなす充足」

「みなす充足」の取り扱いについては、納税猶予期間中に必要となる担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。

「みなす充足」の取り扱いについては、適用要件として必要な担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。

「みなす充足」の取り扱いについては、適用要件として必要な担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。

「みなす充足」の取り扱いについては、適用要件として必要な担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。

また、担保として提供された特例（受贈）非上

場株式等を換価処分しようとしても買受人がいない場合も、納税者の他の財産に対して滞納処分が行われることになる。

以上のように、非上場株式等の納税猶予制度を適用するにあたり、「みなす充足」の適用を受けている場合は、納税猶予期間中に担保価値の減少による問題等は顕現化しないが、納税猶予が確定すると一気に顕現化することになる。

そのため、納税猶予期間中においては、納税猶予期間中に納税猶予が確定した時のことも念頭において配当政策等を決定する必要がある。

以上のように「みなす充足」は、経営承継相続人等や贈与者の死亡により納税猶予額が免除されることとなる場合は非常に使い勝手の良い制度である。しかし、納税猶予期間中に納税猶予が確定した場合には納税者の他の財産に滞納処分が行われる可能性もあつて、慎重に管理していくことが必要にならう。